

住所不明組合員の脱退手続に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、組合員が定款第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、定款10条により、脱退の予告があったものとみなして実施する自由脱退の公告及び手続等についての取り扱いを定めるものとする。

(定義)

第2条 この手続を「みなし脱退手続」、基準日にその対象となった組合員を『みなし脱退対象者』、最終的にその手続となった組合員を「みなし脱退者」と呼ぶ。

(みなし脱退対象者)

第3条 毎年12月20日を基準日として、次の条件を満たす組合員を「みなし脱退対象者」とする。

- (1)基準日より過去2年度、生活クラブ大阪の事業を利用しない組合員。
- (2)前項にもとづき組合が行う「所在確認通知書」が宛先不明で返送され、登録された電話番号でも連絡が取れない組合員

(公告)

第4条 基準日から3月20日までの間に1箇月以上の公告期間を設置し、各事業所で「みなし脱退対象者」の選定についてのお知らせと实在申し出の受付を行う。本人からの申し出、その实在が確認された組合員は、「みなし脱退対象者」から除外する。

(「みなし脱退手続」の実施と総代会での報告)

第5条 公告後も实在確認ができなかった「みなし脱退対象者」について、理事会の確認を経て3月20日をもって「みなし脱退手続」を実施する。その結果については、次の通常総代会に報告する。

(「みなし脱退者」の出資金の扱い)

第6条 「みなし脱退者」の出資金は、「みなし脱退手続」の実施日の残高をもって預り金勘定に振り返る。

2. 第1項の預り金勘定に振り替えた出資金は、本人からの申し出等による出資金変換手続申請がない場合、生協法第23条（払戻し請求権の時効）にもとづき、振り替え後2年経過した年度末をもって雑収入処理する。
3. 第2項の雑収入処理後も含め、みなし脱退手続の後であっても、本人からの申し出等で所在確認ができた場合は、直ちに「出資金相当額」の返還の手続きを行う。なお、再加入の場合は、従前の組合員コードを使用し、出資金相当額預り金を加入出資金に充てるものとする。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、管理本部担当理事が起案し、理事会の承認を受けるものとする。

(施行)

第8条 この規則は、2008年6月10日から実施する。